

春の全国火災予防運動

平成29年に市内では21件の火災が発生しました。火災の危険性を把握し、火災に遭わない環境づくりを心掛けましょう。

担当 消防本部予防課 ☎046(2556)2187 ☎046(2556)2225

市では、「火の用心」は除く）

とばを形に「習慣に」を統一標語とした毎年3月1日から3月7日に実施する「春の全国火災予防運動」に合わせて、市内巡回や住宅防火診断などを行います。また、同運動期間中には、全国山火事防止運動、車両火災予防運動も実施します。

◆街頭広報

火災予防に関するチラシなどを配布します。

○とき 3月2日（金）

○ところ 小田急線座間駅・相武台前駅

火災の原因

市内では、放火および放火の疑い、配線火災を原因とする火災が多くなっています。

期間中の主な行事

◆防火ポスター展

市内の小・中学生の描いた防火ポスターを展示します。

○とき 3月7日（水）

まで午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日）



放火を防止するためには、地域ぐるみでの予防対策が重要です。火災に対する危機感を持ち、地域の住民同

設置しましたか 「住宅用火災警報器」

住宅用火災警報器は、感知器を壁や天井に取り付けることで、火災の初期に発生する熱や煙を感知し、警報音や音声により知らせ、逃げ遅れによる死者を減らすもので、消防法によって全ての住宅に義務付けられています。

◆予防対策

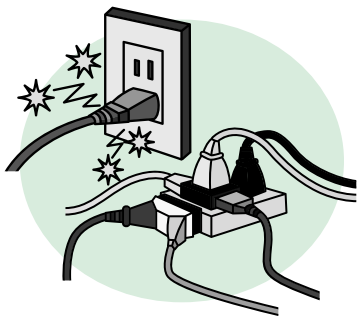
- 家の周りを整理整頓する。
- 死角となる場所に燃えやすいものを置かない。
- 物置や倉庫など、普段人がいない場所には鍵をかける。

配線火災

配線火災は、ほこりを原因として発生する場合があります。コンセント周りを定期的に清掃し、ほこりが溜まらないようにしましょう。また、プラグが脱落していないか注意しましょう。

◆予防対策

- 「タコ足配線」をしない。
- コンセントの清掃、プラグの確認をする。



悪質な訪問販売にご注意を

消防署の職員が住宅用火災警報器などの物品を販売することはありません。ご注意ください。



住宅用火災警報器

応急手当普及員講習

担当 消防管理課

☎046(2556)2211
☎046(2556)2215

事業所や防災組織などで応急手当を説明する「応急手当普及員」を養成する講座を行います。

○とき 3月7日（水）

～9日（金）午前9時～午後5時（3日間）

○ところ 市消防庁舎4階 救急講習室

- 対象 中学生以上、市内在住・在勤・在学する普通・上級救命講習修了者 ※子ども連れでの受講はできません。
- 定員 10人（申込順）
- 持ち物 筆記用具、昼食
- 申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

「座間市環境基本計画年次報告書（平成28年度実績報告）」

担当 環境政策課

☎046(2552)7675
☎046(2557)7743

市では、平成24年4月に座間市環境基本条例を施行しました。これに基づき、毎年「座間市環境基本計画年次報告書」を作成しております。このたび「座間市環境基本計画年次報告書（平成28年度実績報告）」を刊行しました。同報告書は市役所4階環境政策課の他、市ホームページから閲覧できますので活用ください。

座間市環境基本計画年次報告書概要

市の望ましい環境像を実現するための手段として、6分野の「基本目標」を設定するとともに、環境施策を推進することによる効果と基本目標の達成状況の目安となる、「重点的な環境目標」を設定しています。年次報告書は、目標の達成状況や実績を取りまとめたものです。また、資料編として、市内における大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地下水、ダイオキシン類の状況についても掲載しています。

普通救命講習

担当 消防管理課

☎046(2556)2211
☎046(2556)2215

心肺が停止した人と居合わせたときに応急手当での知識があれば、命を救う「救命処置」が行えます。応急手当では、難しいものではありませんので、子ども連れでの受講はできません。

○とき 3月11日（日）

午後1時30分～4時30分（午後1時15分から受け付け）

○ところ 市消防庁舎4階 救急講習室

- 対象 中学生以上、市内在住・在勤・在学者 ※子ども連れでの受講はできません。
- 定員 20人（申込順）
- 持ち物 筆記用具
- 申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

○内容 応急手当の重要性、人工呼吸、胸骨圧迫、自動体外式除細動器（AED）の使用、大出血時の止血法習得



胸骨圧迫の様子

環境美化活動に報奨金を交付

担当 資源対策課

☎046(2552)7985
☎046(2552)7616

市では、登録した団体が行った環境美化活動に対して報奨金を交付しています。この制度は、登録をした団体が地域の清掃活動などを行った場合、その活動に応じて報奨金を交付するものです。報奨金を受けるには、事前に団体登録などが必要です。平成30年度に活動を

【登録できる団体】

市民で構成された10人以上の団体または市内の店舗で営業などを行っている者で構成された10人以上の団体